

「令和 2 年度 知識集約型社会を支える人材育成事業」面接審査実施要領

1. 目的

「知識集約型社会を支える人材育成事業」における優れた大学等を選定するため、申請書類の内容等について、申請者に対し面接審査を行う。

2. 面接審査の進め方

(1) 時間の配分

- | | | |
|-----------------------------|--------|----------|
| ① 申請者側の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 分以内 | } 45 分以内 |
| ② 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 分以内 | |
| ③ まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 分以内 | |

※ 時間配分は一応の目安であり、進捗状況等により適宜変更する場合がある。

(2) 説明者

- ① 説明者は、申請内容等について責任をもって説明できる者とする。
- ② 出席者は、原則として 4 名以内とする。

(3) 説明内容

申請書類に基づき、事前に示す質問事項への回答を含め、全体像と特にアピールしたい点について説明することとする。

3. 面接審査に当たっての留意事項

- (1) 申請者側の説明（15 分以内）が終了してから、質疑応答を行う。
- (2) 「質疑応答」（20 分以内）では、効率性の観点から、書面審査及び申請者側の説明者等でさらに明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとする。
なお、申請書類に記載されている内容を改めて質問することはできる限り避けることとする。
- (3) 申請者側の説明 15 分、質疑応答 20 分は厳守し、申請者側の説明が 15 分以内で終了しても、残り時間を質疑応答の時間に振り替えることはしない。
- (4) 面接審査の進め方について、委員会の判断により、別途、必要な措置を指示する場合がある。

4. 面接審査出席者の注意事項

- (1) 説明時間が限られているため、説明はできるだけ簡潔に行うこと。
- (2) プレゼンテーション資料には、申請書類の様式 2 「6. 調書の概要資料」（新たな記載を盛り込むことは不可）に加え、事前に示す質問事項への回答（8 ページ以内）をまとめること（詳細は別途通知することとする。）。
- (3) 面接審査内容の録音及び録画は禁止する。